

## 一般社団法人日本CPサッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 前年の計画/実績の分析で経営課題を抽出。単年度の行動目標/計画を2024経営計画シートを起票。 2024年12月までに中長期計画策定。</p> <p>【審査基準(2)について】 現在未公開のため、2025年1月までに公開情報として公式HPへ掲載します。</p> <p>【審査基準(3)について】 ミッション・ビジョン作成時にも、理事が協力して話し合い、策定したため、同様に登録チームの関係者を含めたミーティングを行い広く意見を取り入れ、実行していける中長期計画を策定します。</p>	<p>【No.1】2024経営計画シート 【No.2】2024中期経営計画シート</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 当該計画について、未だ計画未策定のため、速やかに対応します。 遵守目途：2025年3月末</p> <p>【審査基準(2)について】 計画未策定のため、公表できていません。</p> <p>【審査基準(3)について】 本協会において少ない人材で運営をしているため、人材の採用及び育成に関する計画について、理事会への計画提出前の段階において現役員及び事務局および、登録チームの関係者を含めたミーティングを行い、意見などを積極的に取り入れていきます。</p>	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】 詳細な計画は未策定のため、2025年3月遵守目途で速やかに対応します。</p> <p>【審査基準(2)について】 計画未策定のため、公表できていませんが、財務諸表を公開することで公正性を担保しています。</p>	【No.3】収支予算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 理事5名中外部理事2名で外部理事割合40.0%となり、基準を満たしています。  【審査基準(2)について】 今年度実施した女性理事採用活動では、適合する人材が見つからなかったため、引き続き女性理事の目標割合を中期経営計画シートで「2025年3月までに42.9%」としております。	【No.4】役員名簿 【No.9】協会定款 第8条 外部理事目標割合・女性理事目標割合を明文化すること
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 現在、当協会は評議員会を置いておりません。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 未設置のため、遵守目途を再度設定し、中期経営計画シートに明記します。  【審査基準(2)について】 登録チームで活動する登録選手人材の中からボランティアを募り、設立を目指します。(その他、適宜必要な知見や経験を持ったプロボノ人材も視野に入れ、開かれた協会運営を目指します。) アスリート委員会委員については、下記を想定して人材確保を進める予定です。 委員長1名：現役アスリートもしくは引退アスリート 副委員長1名：協会理事等 委員~8名程度：協会事務局員、登録チーム選手/スタッフ等の日々の活動に関係している者 ※人数構成に関しては、1年運営してみて本協会に適切な人数に調整をする予定です  【審査基準(3)について】 毎回のアスリート委員会議事録を事務局へ提出し、理事会への報告を徹底します。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 現在理事5名、監事1名ですが、さらに外部理事や女性理事を充実させることで実効性を高めていきます。 スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業において女性役員の募集を行いました。適任者が見つかりませんでしたので、引き続き、登録チーム関係者も含め人材を探していきます。	【No.9】協会定款 第31条

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 「理事職務権限規程」及び「役員推薦規程」に年齢制限の項目を記載しています。	【No.28】理事職務権限規程 【No.5】役員推薦規定
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 「理事職務権限規程」に再任回数・在任年数の項目を記載しています。	【No.4】役員名簿 【No.28】理事職務権限規程 【No.5】役員推薦規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 該当なし	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイト「役員候補者選考委員会規程」「役員推薦規程」を公開し、適切に運営しています。 (2) 有識者について 監事の方は司法書士であるなど記載 (3) 構成員の半数以上現職理事が占めない(委員会規程3条3項)ことを定めている	【No.5-1】役員候補者選考委員会規程 【No.00】委員名簿 【No.5-2】役員推薦規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイトにて「倫理規程」「行動規範」「社員規程」を公開しております。	【No.6】倫理規程 【No.7】行動規範 【No.8】社員規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 整備済みで、適切に運用しています。	【No.12】文書取扱規程 【No.10】経理規程 【No.11】事務局規程 【No.28】理事職務権限規程 【No.27】倫理委員会規程 【No.8】社員規程 【No.9】定款 【No.24】選手等の登録に関わる規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備して いるか	【審査基準(1)について】 「文書取扱規程」「懲罰規定」「不服申し立て規定」が整備済みです。 個人情報保護に関する規程、リスク管理規程は2025年3月までに整備予定。 現在整備の出来ていない、不祥事対応規程、苦情処理規程等は小規模な協会運営でも必 要と思われるため、速やかに整備したいと思います。	【No.12】 文書取扱規程 【No.26】 懲罰規程 【No.23】 不服申し立て規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイトにて「基金取扱規程」を公開しております。 寄附の受入れに関する規程が未整備のため、税理士と相談の上、2025年3月までに作成予定で す。	【No.29】 旅費規程 【No.30】 賃金規定 【No.32】 謝金規定 【No.33】 就業規則
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備して いるか	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイトにて「基金取扱規程」を公開しております。 寄附の受入れに関する規程が未整備のため、税理士と相談の上、2025年3月までに作成予定で す。	【No.13】 基金取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整 備しているか	【審査基準(1)について】 社員規程と、選手等の登録に関する規程を整備している。	【No.8】 社員規程 【No.24】 選手等の登録に関する 規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に 関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 「強化指定選手選考規程」を公開し、適切に運用しています。 【審査基準(2)について】 選手の権利保護に関する規程については、「強化指定選手・日本代表選手及び強化スタッフに 関する規程の第7条」で示している 日本サッカー協会(JFA)・日本障がい者サッカー連盟(JIFF)との間で日本代表活動に関する 取り決めあり、日本代表チーム活動においては、JFAと同一ユニフォーム着用となったことによ り、ガイドラインを遵守することが求められています。 この関係もあり選手の権利保護に関する規程に関してもJIFFなどと相談の上、の肖像権など についての規程を作成していきます。 【審査基準(3)について】 公平な規程・基準策定のため選手選考に関係しない第三者による策定を行います。	【No.14-1】 強化指定選手選考 規程 【No.22】 強化指定選手・日本代 表選手及び強化スタッフに関する 規程 【No.14-2】 マーケティングガ イドライン_障がい者代表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 現在、審判員を要する機会(全日本選手権等)は開催地のサッカー協会へ審判員の派遣を依頼して いるため、本審査項目は適応されません。	【No.15】 審判派遣依頼書
19	[原則3] 組織運営等 に必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家 に日常的に相談や問い合わせをできる 体制を確認すること	【審査基準(1)について】 当協会は適時、司法書士や税理士に相談するルートは確保している。 当協会のような小規模組織では独自の制度を作ることは非常に困難であります。当協会は、日 本障がい者サッカー連盟(以下JIFF)にも加盟しており、JIFFの協力を得られるか相談、もし くは他団体や支援団体にて共通でお引き受け頂いただけの専門家を探し、依頼したいと考えま す。2025年3月遵守目途。 【審査基準(2)について】 現役職員において、法的知識を有している人物は監事のみとなるため役員のコンプライアンス 研修実施時(年1回以上実施予定)などに併せて勉強する機会を作ります。	
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	【審査基準(1)について】 【審査基準(2)について】 倫理委員会がコンプライアンス委員会を兼ねることを、倫理委委員会規定を見直しその旨を明 記する ことを2025年3月を目途に速やかに準備します。  【審査基準(3)について】 登録チームで活動する登録スタッフや選手の中からボランティアを募り、コンプライアンス委 員会設立を目指します。また、適宜必要な知見や経験を持ったプロボノ人材活用も視野に入 れ、開かれた協会運営を目指し男女比を意識した人材配置を行います。	【No.6】 倫理規定 【No.27】 倫理委員会規定 ⇒倫理委員会規程があるので、 倫理委員会を組成することでコ ンプライアンス委員会を兼ねる 方向で進める 達成目途：2025年3月末
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等 の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会設置の際に、専門知識を持った方を募集することを2025年3月目途に予 定します。	
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアン ス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 JPCインテグリティ研修会(WEB視聴)などを活用し受講している	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 JPCインテグリティ研修会(WEB視聴)などを活用し受講している	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 当協会では現在審判員の養成は行っておらず、試合や大会の際には外部団体に協力・派遣を依頼しているため本審査項目は適応されません。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 専門家が必要となる場面や内容の検証を行っていません。2025年3月末までに外部の専門家を活用し検証を行える体制を整備します。 【審査基準(2)について】 株式会社御茶ノ水総合研究所および税理士法人みちしるべに委託し、税務・会計のサポートを受けています。会計や税務など不明点はその都度、上記へ確認して助言を受けられる体制となっている。	【No.16】 シュミレーション資料 【No.17-1,2】 会計事務所更新請求書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 現在、会計事務所の定期的な指導を受けながら経理規程にのっとり、適正に会計処理を行っている 【審査基準(2)について】 司法書士法人あおぞら合同事務所の立川 靖氏に監事を務めていただいています。 【審査基準(3)について】 会計監査および適法性監査、監査報告書の作成に加え、理事会にも出席し業務運営についても積極的に意見をいただいています。	【No.17-1,2】 会計事務所契約書 【No.18】 監事名簿 【No.19】 監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 JPCのご担当者と相談および協議をして、適宜、適正な処理を行っている。	【No.20】 2023度 日本スポーツ振興センター競技力向上事業実績報告

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 http://jcpfa.jp/public-info/当協会のウェブサイト上公開しております。	【No.21】 令和5年度財務諸表
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 http://jcpfa.jp/public-info/当協会のウェブサイト上公開しております。	【No.22】 強化指定選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 http://jcpfa.jp/public-info/当協会のウェブサイト上公開しております。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 重要な契約については、必ず理事会もしくは決議省略の理事会において独断的な決定を行わないよう、相互に確認を行い決定をしています。 【審査基準(2)について】 遵守目途：2025年3月末 利益相反取引について、利益相反ポリシーの原案の作成が済んでいます。今後、理事会で早急に審議し、適切に管理していきます。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	遵守目途：2025年3月末 利益相反取引について、利益相反ポリシーの原案の作成が済んでいます。今後、理事会で早急に審議し、適切に管理していきます。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会のような小規模組織では独自の制度を作ることは非常に困難であります。よって、JPC,JFAなど統括団体や上部団体のものを活用できることを周知しています。 ★「スポーツハラスメント、JPSA・JPC加盟団体向け法務相談窓口」 ①本会相談窓口 公益財団法人日本パラスポーツ協会 総務部 ②外部相談窓口 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 ③JPC加盟競技団体向け法務支援窓口 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（法務支援窓口） ★「JFA暴力等根絶相談窓口」	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準(1)について】 禁止行為は懲罰規程第3条、処分対象者は懲罰規程第2条、処分内容は懲罰規程第4条、処分に至るまでの手続は懲罰規程第10条でそれぞれ定めています。 【審査基準(2)について】 懲罰規程および倫理規定をウェブサイト上で公開し周知しています。 【審査基準(3)について】 懲罰規程第7条第2項において、処分対象者に弁明の機会を与えることを定めています。 【審査基準(4)について】 懲罰規程第8条において、処分結果は、処分対象者に対し、対象すあの表示、処分対象となった事実、処分内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び期間を書面で通知することを定めています。	【No.26】 懲罰規程 【No.6】 倫理規定 【No.27】 倫理委員会規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 懲罰規程第5条第1項において、処分審査を行う「懲罰委員会」からは利害関係人が除外され、また同第5条2項において、部買い有識者が委員会の構成員として含めることが明記されており、中立性及び専門性が担保されています。 当協会のような小規模組織では常勤の構成員となる外部有識者として税理士、司法書士を配置することは非常に困難であります。当協会は適時、司法書士や税理士に相談するルートは確保しています。	【No.26】 懲罰規程 【No.27】 倫理委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイトにて「不服申立規定」を公開しております。 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度以上の制限は設けておらず、自動応諾しています。</p> <p>【審査基準(2)について】 代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象としております。</p> <p>【審査基準(3)について】 設けておりません。</p>	【No.23】 不服申立規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】 懲罰規程第8条において、処分結果は、処分対象者に対し、対象者の表示、処分対象となった事実、処分内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び期間を書面で通知することを定めています。</p>	【No.26】 懲罰規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】 危機管理マニュアルの策定と合わせて、早急に体制を構築していきます。 遵守目途：2025年3月末</p> <p>【審査基準(2)について】 危機管理マニュアルに関して原案の作成まで済んでいます。今後、理事会で審議し、早急に体制を構築していきます。 遵守目途：2025年3月末</p> <p>【審査基準(3)について】 原案作成時に不祥事対応の一連の流れを含むよう留意します。</p> <p>【審査基準(4)について】 外部調査委員会を設置する際、独立性のある外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成する事が求められているため、人材が見つかっていません。、JIFF とその加盟団体とも協力しそれらを設置できないかなど、再度遵守目途を設定し、早急に外部調査委員会を設置できるような体制を整備します。 委員の選定遵守目途：2025年3月末</p>	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】 当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現状 地方組織は無いので、今後その動きがあれば整備してゆく。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現状 地方組織は無いので、今後その動きがあれば整備してゆく。	